

納税協力会制度廃止に係る Q & A

質 問	回 答
1 廃止される納税奨励制度は何か？	地域や職域単位での納期内納付を担ってきた納税協力会に対する下記の納税奨励制度を廃止します。 ・各納税協力会に対する納税奨励金 ・納税協力会連合会に対する事業費補助 ・納税協力会長等に対する納税功労者表彰
2 どうして廃止するのか？ 廃止を、もう少し先に延ばせないのか？	かねてから納税協力会の団体数・会員数の減少が続いているにも関わらず納税成績は向上していることから、納税奨励制度の効果が薄れている状況にあります。 このことは納税協力会とも認識を共有してきたところであり、令和6年度に納税協力会長へのアンケート、令和7年度に意見交換会を開催し、様々なご意見をお聞きした上で、慎重に検討いたしました。 その結果、廃止はやむを得ないとの意見が多数であったこと等も踏まえ、令和8年度末（令和9年3月31日）をもって制度を廃止することといたしました。
3 納税奨励制度について、他都市の状況は？	中核市62市において、金沢市のような法に基づかない団体に対する奨励金制度は、他の中核市においてははありません。
4 来年度以降の市税納付は どうなるのか？	納税協力会経由で納付書を受け取っていた方には、令和9年度から納税通知書に「納付書」を同封して郵送いたします。今後はご自身でのご納付をお願いいたします。 なお、現在、口座振替を利用されていない方は、安心・便利・納め忘れのない「口座振替納付」への切り替えにご協力をお願い申し上げます。

質 問	回 答
5 今後、市では納税思想の啓発や納税成績の向上を、どのように図っていくのか？	納税奨励制度は廃止いたしますが、今後は金沢市のテレビ広報、新聞広報をはじめ公式ホームページや公式SNSなど様々な広報媒体を活用し、口座振替、コンビニ納付、キャッシュレス納付などの納付手段の周知や納期内納付の奨励などの納税啓発活動を強化し、広く市民への周知を図ることで、納税思想の啓発と納税成績の向上を図ってまいります。
6 地域コミュニティの醸成に寄与する制度を、新たに作らないのか？	納税奨励金の代わりとなる新たな制度を創設する予定はありません。 地域コミュニティを所管する市民協働推進課では、「金沢市地域コミュニティ活性化推進計画」を策定し指定ごみ袋の販売収入を財源とした、地域コミュニティの醸成と充実にかかる施策を全庁的に進めています。 引き続き、社会情勢の変化や地域の声に意を用いながら、持続可能な地域コミュニティの醸成に取り組むこととしていることから、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 なお、地域コミュニティへの支援については、地域コミュニティ活性化事業など、様々ございますので、まずは、こちらの制度の活用をご検討いただきたいと存じます。
7 奨励金の予算720万円は、来年以降、何に使うのか？	奨励金の替わりとなる特定の事業はございません。削減された予算については、市全体の一般会計の予算枠内で、適切に予算配分してまいります。
8 今年度の奨励金は、交付されるのか？	令和8年度の奨励金は、令和8年度の実績に基づいて算定し、令和9年3月末に交付いたします。

質 問	回 答
9 納税協力会の口座はどうすればよいか	振込口座および奨励金の使い道について、市から特段のご案内はありません。令和9年3月に令和8年度の奨励金をお振込みいたします。市から返戻を求めることはありませんので適切にご活用ください。
10 各協力会で解散決議を行い、市へ届出を行うのか？	各協力会においては、それぞれの解散決議や市への届け出は不要です。
11 現在もっている会員名簿はどうすればよいか	市から送付した会員名簿については、事業が終了する年度末に納税課へ返送ください。 別途ご案内いたしますので、それまでお待ちください。
12 納税協力会連合会はどうなるのか？	8/4、納税協力会連合会臨時総会の場合を借りまして、金沢市より制度廃止の報告をさせていただき、併せて連合会の解散について議案を提出し、会長の皆様に決議をいただきました。
13 議会への報告は行ったのか？	議会への説明については、令和8年9月定例会議会の市長の提案理由説明の中で行い、総務常任委員会で制度廃止の詳細な報告をいたしました。